

2013年10月1日付け、公表要領改正

北海道福祉サービス第三者評価公表要領

(目的)

第1条 この要領は、北海道福祉サービス第三者評価実施要綱（以下「実施要綱」という。）第6条の規定に基づき、北海道福祉サービス第三者評価推進機構（以下「道推進機構」という。）及び福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」）が、第三者評価事業の評価結果を公表するに当たっての公表事項及びその手続きを定め、福祉サービスの質の向上と利用者による適切なサービス選択に資することを目的とする。

(公表事項)

第2条 道推進機構又は評価機関が公表する事項は、別表「北海道第三者評価結果公表事項」のとおりとする。

2 評価機関は、第1項に定める公表事項に加えて、独自に設定した事項を公表事項とすることができる。

(公表に係る同意)

第3条 評価機関は、実施要綱第5条の規定により、評価結果を確定したときは、速やかに、第2条に定める公表事項について必要事項を記載し、事業者に提示の上、公表に同意するか否かを確認しなければならない。

(評価機関における公表の手続)

第4条 評価機関は、第3条の規定により事業者が公表することに同意する旨を確認したときは、2週間以内に、道推進機構に、公表事項の内容と公表に同意があった旨を報告しなければならない。

2 道推進機構は、前項の報告があったときは、2週間以内に、公表内容について事業の趣旨やプライバシーの保護等の観点から、公表することが適正であるかを審査し、当該報告を行った評価機関に、当該審査結果を回答するものとする。

3 評価機関は、前項の審査の結果が公表することが適正とする回答を受けたときは、速やかに、当該公表事項を公表するものとする。

4 評価機関が行う公表は、当該評価機関のホームページ上で行うとともに、当該評価

2013年10月1日付け、公表要領改正

機関の事務所内において公表事項を記載した書類を備えて閲覧に供することにより、行うものとする。ただし、やむを得ない理由により、公表をホームページ上で行うことが困難な場合は、事務所内における公表書類の閲覧のみによることとして差し支えない。

(同意が得られなかった場合の取扱い)

第5条 評価機関は、第3条に規定する確認の結果、事業者から公表することの同意をしない場合は、2週間以内に、道推進機構に、評価結果と事業者が公表することの同意をしない旨を報告するものとする。

2 評価機関は、前項の報告を行ったときは、速やかに、当該事業者名と当該事業者が公表に同意しない旨を公表する。

3 前条第4項の規定は、前項の公表を行う場合について、準用する。

(道推進機構における公表の手続)

第6条 道推進機構は、第4条第2項の審査の結果、公表することが適正と判断した場合は、速やかに、当該公表事項(第2条第1項に規定する事項に限る。)を公表するものとする。

2 道推進機構は、第5条第1項の報告を受けた場合は、速やかに、当該事業者名と当該事業者が公表に同意しない旨を公表する。

3 道推進機構が行う公表は、道推進機構のホームページ上で行うとともに、道推進機構の事務所内において公表事項を記載した書類を備えて閲覧に供することにより、行うものとする。

4 第1項及び第2項において公表する事項については、事業所が所在する市町村に対して情報提供を行うものとする。

附則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

2013年10月1日付け、公表要領改正

附則

この要領は、平成24年6月11日から施行する。

附則

この要領は、平成24年10月12日から施行する。

附則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。ただし、特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護等の高齢者分野については、平成26年3月31日まで従前の様式を使用することも可能とする。

別表 北海道第三者評価結果公表事項

別表第1

(別表のとおり)

別表第2

(別表のとおり)

別表第3

(別表のとおり)

基本調査票

(別表のとおり)